

報告事項

建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価落札方式の運用ガイドライン

—運用ガイドラインの抜粋—

建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価方式の運用ガイドライン（平成23年6月）

例【土木関係 プロポーザル】

【④評価テーマ】

評価項目	評価の着目点	判断基準		評価 割合	
		○	◎		
評価テーマに対する技術提案※	全体	評価テーマ間の整合性	◎ 相互に関連する複数の評価テーマ間の整合性が高い場合は優位に評価し、矛盾がある等整合性が著しく悪い場合は特定しない。	50% (50%~ 62.5%)	
	評価テーマ1	的確性	◎ 地形、環境、地域特性などの与条件との整合性が高い場合に優位に評価する。		◎ 必要なキーワード（着眼点、問題点、解決方法等）が網羅されている場合に優位に評価する。
			○ 事業の重要度を考慮した提案となっている場合に優位に評価する。		○ 事業の難易度に相応しい提案となっている場合に優位に評価する。
			◎ 提案内容に説得力がある場合に優位に評価する。		◎ 提案内容を裏付ける類似実績などが明示されている場合に優位に評価する。
			○ 利用しようとする技術基準、資料が適切な場合に優位に評価する。		○ 提案内容によって想定される事業費が適切な場合に優位に評価する。
	実現性	独創性	○ 工学的知見に基づく全く新しい提案がある場合に優位に評価する。		○ 周辺分野、異分野技術を援用した、高度の検討・解析手法の提案がある場合に優位に評価する。
			○ 複数の既存技術を統合化する提案がある場合に優位に評価する。		○ 新工法採用の提案がある場合に優位に評価する。
			◎ 提案内容に説得力がある場合に優位に評価する。		◎ 提案内容を裏付ける類似実績などが明示されている場合に優位に評価する。
			○ 利用しようとする技術基準、資料が適切な場合に優位に評価する。		○ 提案内容によって想定される事業費が適切な場合に優位に評価する。
			◎ 提案内容に説得力がある場合に優位に評価する。		◎ 提案内容を裏付ける類似実績などが明示されている場合に優位に評価する。
	2	的確性、実現性、(独創性)について上記を準用	○		
	3	的確性、実現性、(独創性)について上記を準用	○		

判断基準の変更

運用ガイドラインのプロポーザル方式及び総合評価落札方式における評価テーマの的確性の判断基準のうち、「必要なキーワード～優位に評価する。」について、一層、適切に評価できるよう、以下に改める。

改正案

着眼点、問題点及び解決方法等が適切かつ論理的に整理されており、本業務を遂行するにあたって、有効性が高い場合に優位に評価する。

◎：原則として設定する項目 ○：必要に応じて設定する項目

※評価テーマの判断基準内容については、業務内容に応じて記載する。

※テーマの記述量は1テーマにつき原則A4・1枚とし、業務内容に応じてA4・2枚までとすることができる。